

ヘーベル災害保険・約款
(水災・地震被害時建物修理費用保険)

<用語の定義>

この約款において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義のある場合は、その定義に従います。

用 語	定 義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項 [※] のうち、申込サイトの記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 ([※]) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
申込サイト	当社の保険契約申込用ウェブサイトを行い、保険契約の申込人は、保険契約申込書によらず、申込サイトにインターネットで接続する方法により、保険契約の申込手続きを行います。
保険契約者マイページ	当社が保険契約の申込みの承諾をして保険契約が成立したときは、書面による保険証券の発行は行わず、保険契約者に専用のIDとパスワードを交付し、当社のウェブサイト上に設けた保険契約者ごとの専用ページに、保険契約者がこれを入力することにより保険契約内容を閲覧可能とする方法をとります。 この保険契約者ごとの専用ページのことを「保険契約者マイページ」といい、ここに保険契約の内容として表示した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この普通保険約款およびこれに付帯される特約条項の規定を適用します。
保険契約者	保険契約を締結し、保険契約上の権利および義務を有する者をいいます。
被保険者	補償を受けられる者をいい、保険証券に記載されています。
保険期間	保険の契約期間をいい、保険証券に記載されています。
支払責任額	保険契約または共済契約において、保険金支払いの対象とする費用と同一の費用を保険金支払いの対象とする他の保険契約又は共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
他の保険契約等	この保険契約で保険金支払いの対象とする費用と同一の費用を保険金支払いの対象とする他の保険契約または共済契約をいいます。

保険の対象	日本国内に所在する保険証券記載の建物をいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。
罹災証明書	自然災害等により住宅が損壊する被害を受けた場合に、自治体はその被害の程度を認定し、公的に証明する書類です。なお、水災の場合には、一般に、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない床上浸水、準半壊に至らない床下浸水の区分で損害の程度が証明されます。

第1章 この保険の特長、保険の対象

第1条（この保険の特長）

この保険は、保険の対象の所有者を被保険者とし、水災または地震により保険の対象に損害が生じ、その損害に対して被保険者が負担した保険の対象の補修作業等の費用を補償する保険です。

第2条（被保険者）

この保険契約における被保険者は、保険証券に記載された者をいいます。

第3条（保険の対象の範囲）

- 1 保険の対象は、被保険者が所有し、日本国内に所在する保険証券記載の建物とします。
- 2 次の各号に掲げる物のうち、別表1および別表2に記載されている物で被保険者の所有する物は、特別の約定がないかぎり、保険の対象含みます。
 - (1) 建具その他これらに類する物
 - (2) 給湯器、エアコン等の建物付帯設備

第2章 担保条項〔保険金の支払い・不支払い〕

第4条（保険金を支払う場合）

当社は、この約款の規定に従い、次のいずれかに該当した場合に、保険金を支払います。

- (1) 保険期間内に生じた水災^{*1}によって保険の対象について損害が生じ、その損害に対して被保険者が保険の対象の別表1に掲げる補修作業等の費用を負担したとき^{*2}
- (2) 保険期間内に生じた地震^{*3}によって保険の対象について損害が生じ、その損害に対して被保険者が保険の対象の別表2に掲げる補修作業等の費用を負担したとき^{*2}

- ※1 水災の場合には、損害程度の確認のために罹災証明書の提出が必要となります。当社は、罹災証明書を保険の対象に生じた損害が床上浸水または床下浸水のどちらに該当するか判断のために使用し、罹災証明書の損害区分が、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊と示される場合には、床上浸水と判断します。また、上記全壊から準半壊までに該当する損害の場合で、損害の程度が大きく、保険の対象について別表1に掲げる補修作業等を実施しない場合には、当社は保険金を支払いません。
- ※2 別表1および別表2の「対象作業および支払限度額に関する補足」に記載の要件に該当する範囲に限ります。
- ※3 保険の対象が所在する市区町村において震度5強以上の震度（気象庁の発表による震度とします。）が観測された地震に限ります。

第5条（保険金を支払わない場合）

- 1 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者^{*1}またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (2) 前号に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者^{*2}またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 2 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害^{*3}に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^{*4}
 - (2) 噴火または津波
 - (3) 核燃料物質^{*5}もしくは核燃料物質^{*5}によって汚染された物^{*6}の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 3 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - (2) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - (3) ねずみ食い、虫食い等の損害
 - (4) 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

- ※1 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ※2 第1号に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ※3 第1号から第3号までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- ※4 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- ※5 使用済燃料を含みます。
- ※6 原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険金の支払額および支払限度額）

- 1 当社が、第4条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき額は、被保険者が実際に負担した費用の額とします。ただし、1回の事故について対象作業の区分ごとに別表1および別表2に掲げる加入口数に応じた支払限度額を限度とし、支払限度額の適用にあたっては、別表1および別表2の「支払限度額の単位」ごとに適用します。
- 2 当社が支払う保険金の額は、前項の規定にかかわらず、第4条（保険金を支払う場合）第(1)号の損害による費用および同条第(2)号の損害による費用を合計して、加入口数に応じて1保険期間の通算(※)で、次の額を限度とします。

加入口数	1 保険期間通算の限度額
1 口加入 (保険の対象の建築面積が 110 m ² 未満の場合)	100 万円
2 口加入 (保険の対象の建築面積が 110 m ² 以上の場合)	200 万円

※1 保険期間内に発生した第4条（保険金を支払う場合）第1号の水災および第2号の地震により、被保険者が負担した費用を通算します。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第4条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、この保険契約およびそれぞれの他の保険契約等につき算出した支払責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額を超えるときは、当社は、次の各号に定める額を保険金として、支払います。

- (1) この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合

この保険契約の支払責任額

- (2) 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合
被保険者が負担した費用の額から、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第3章 保険契約の締結に関する事項

第8条（保険責任の始期および終期、保険期間）

- 1 当社は、保険契約の申込人が申込サイトにおいて所定の保険契約の申込手続きを完了した日（以下、「申込手續完了日」と記載します。）の区分に従い、それぞれ次表に記載する日から保険契約上の責任を負います。ただし、いずれの場合も保険料が払い込まれたことを条件とします。

申込手續完了日	保険期間の始期日（責任開始日）
月の1日から15日	以下のいずれかのうち、保険契約申込人が選択した日 (1) 申込手續完了日の属する月の翌月1日 (2) 申込手續完了日の属する月の翌月15日 (3) 申込手續完了日の属する月の翌々月1日 (4) 申込手續完了日の属する月の翌々月15日 (5) 申込手續完了日の属する月の翌々々月1日
月の16日から末日	以下のいずれかのうち、保険契約申込人が選択した日 (1) 申込手續完了日の属する月の翌月15日 (2) 申込手續完了日の属する月の翌々月1日 (3) 申込手續完了日の属する月の翌々月15日 (4) 申込手續完了日の属する月の翌々々月1日 (5) 申込手續完了日の属する月の翌々々月15日

- 2 前項の保険期間の始期日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて1年間とします。
- 3 当社の保険責任は、契約日の0時に始まり、保険期間の末日の24時に終わります。
- 4 当社は、当社所定の方法により受け付けた保険契約の申込に対し、保険期間の始期日までに、保険契約の申込みに対する承諾または不承諾の通知を行います。

第9条（保険料の払込）

- 1 保険料払込方法（回数）は、年払のみとします。
- 2 保険料払込方法（経路）は、この保険契約に付帯された特約条項の規定によるものとし、

保険契約者は付帯された特約条項の規定により、保険料を払い込まなければなりません。

- 3 初年度保険料がこの保険契約に付帯された特約条項の規定する保険料払込期日までに払い込まなかった場合には、この保険契約は成立しなかったものとします。
- 4 この保険契約に付帯された特約条項に規定された保険料の払込期日についての保険料の払込猶予期間の設定は、保険料の種類に応じて次のとおりとなります。

猶予期間	
初年度保険料	次年度以降保険料
設定無し	更新契約の始期日（更新日）の属する月の翌月末日

- 5 前項の保険料の払込猶予期間中の保険料が払込まれるまでの間に保険事故が発生した場合には、当社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金の支払いを行います。ただし、保険金が未払込の保険料に不足する場合を除き、保険契約者および被保険者の申出により当社が認めた場合には、当社は未払込保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができます。
- 6 第4項の保険料の払込猶予期間に保険料が払い込まなかった場合は、保険契約の更新はされなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時に遡って消滅します。

第10条（告知義務）

- 1 保険契約者もしくは被保険者になる者またはその代理人は、保険契約締結の際、告知事項について、事実を当社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当社の定める方法により正確に記載しなければなりません。
- 2 告知の際、告知事項について、保険契約者、被保険者またはその代理人が、故意または重大な過失によって、当社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当社は、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。他人のために保険契約を締結する場合に、保険契約者、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって、知っている事実を告げずまたは不実のことを告げるに至ったときも、また同様とします。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (1) 前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合。
 - (2) 当社が、保険契約締結の際、前項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。
 - (3) 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき損害が発生する前に告知事項についての更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - (4) 当社が、前項に基づく解除の原因があることを知った日から保険契約を解除しな

いで1か月を経過した場合、または保険契約締結時から5年^{*}を経過した場合。

- 4 第2項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当社が行う危険選択に関係のないものであった場合には、第2項の規定を適用しません。
- 5 損害が発生した後に第2項の規定による解除が行われた場合でも、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。また、この規定は、第18条（保険契約解除または解約の効力）の規定とはかかわりありません。
- 6 前項の規定は、損害が第2項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことに基づかないことを保険契約者または被保険者が証明したときは、適用しません。

※ 保険契約が更新された場合であっても、更新前の保険契約の締結時から算出されるものとします。

第4章 保険契約者の通知義務

第11条（通知義務）

- 1 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する重要事項説明書においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなかった場合には、当社への通知は必要ありません。
- 2 前項の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険の引受範囲（保険契約締結の際に当社が交付する重要事項説明書において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 前項の規定は、当社が前項に基づく解除の原因があることを知った日から保険契約を解除しないで1か月を経過した場合、または危険増加が生じた時から5年^{*}を経過した場合には、適用しません。
- 4 損害が発生した後に第2項の規定による解除が行われた場合でも、当該解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。また、この規定は、第18条（保険契約解除または解約の効力）の規定とはかかわりありません。
- 5 前項の規定は、損害が危険増加を生じさせた第1項第1号または第2号の事実に基づかないことを保険契約者または被保険者が証明したときは、適用しません。

※ 保険契約が更新された場合であっても、更新前の保険契約の締結時から算出されるものとします。

第 12 条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）

- 1 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は遅滞なくその旨を当会社に通知しなければなりません。
- 2 保険契約者が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第 5 章 保険契約の無効、解除等に関する事項

第 13 条（保険契約の無効）

- 1 次の各号のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効とします。
 - (1) 保険契約者またはその代理人が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき
 - (2) 保険契約者が保険契約の申込みまたはその承諾をした時において、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを保険契約者または被保険者が知っていたとき
- 2 前項の規定により保険契約が無効となった場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求します。

第 14 条（詐欺または強迫による保険契約の取消）

保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって、当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を取消することができます。

第 15 条（保険契約の失効）

- 1 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、遅滞なくその旨を当会社に通知しなければなりません。その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。
 - (1) 保険の対象の全部を第三者^{※1}に譲渡したとき
 - (2) 保険の対象の全部が滅失したとき
- 2 前項第 1 号の保険の対象の譲渡により、この保険契約の権利および義務^{※2}は譲受人に移転しません。

※ 1 被保険者の法定相続人以外の者をいいます。

※2 この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される保険約款に関する権利および義務をいいます。

第16条（重大事由による保険契約の解除）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - (3) 保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 反社会的勢力*に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前3号の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 2 損害が発生した後に前項の規定による解除が行われた場合でも、当該解除に係る前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた場合には、当社は、その返還を請求することができます。また、この規定は、第18条（保険契約解除または解約の効力）の規定とはかかわりありません。
- 3 保険契約者または被保険者が第1項第3号①から⑤までのいずれかに該当することにより第1項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、第1項第3号①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

※暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第17条（保険契約者による保険契約の解約）

- 1 保険契約者は、当社に対する通知をもって保険契約を解約することができます。
- 2 保険契約者が保険契約を解約する場合には、保険契約者マイページにおいて所定の解

約手続きをしなければなりません。この場合、当社は、第 20 条（保険料の返還—解除、解約、失効の場合）の規定に従って計算した保険料を返還します。

第 18 条（保険契約解除または解約の効力）

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 19 条（保険料の返還—契約の無効、取消の場合）

- 1 第 13 条（保険契約の無効）第 1 項第 1 号および第 2 号の規定により保険契約が無効の場合には、当社は、保険料を返還しません。ただし、同項第 2 号の規定により保険契約が無効の場合については、当社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故の発生を知って保険契約の申込みまたは承諾をしたときは、保険料を返還します。
- 2 第 14 条（詐欺または強迫による保険契約の取消）の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合には、当社は保険料を返還しません。

第 20 条（保険料の返還—解除、解約、失効の場合）

次の各号に定める事由が生じたときは、当社は、次の算式により算出した保険料を返還します。

〔算式〕

返還保険料＝保険料×（保険期間月数－経過月数[※]）／保険期間月数

- (1) 第 10 条（告知義務）第 2 項または第 11 条（通知義務）第 2 項の規定により当社が保険契約を解除したとき
- (2) 第 15 条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効したとき
- (3) 第 16 条（重大事由による保険契約の解除）第 1 項の規定により当社が保険契約を解除したとき
- (4) 第 17 条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により保険契約者が保険契約を解約したとき

※ 経過月数の計算においては、1 か月未満の期間は切り上げます。

第 6 章 損害発生、保険金の請求に関する事項

第 21 条（損害または事故発生の場合の手続）

- 1 保険契約者または被保険者は、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が生じたことを知ったときは、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。
- 2 保険の対象について損害が生じたときは、当社は、事故が生じた保険の対象を調査し、

またはそこに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査しもしくは一時他に移転することができます。

- 3 保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに第1項の規定に違反したときまたは前項に規定する当会社の行為を妨げたときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（保険金の請求）

- 1 当会社に対する保険金請求権は、第4条（保険金を支払う場合）に掲げる事故により損害が発生した時から、これを行行使することができるものとします。
- 2 被保険者が保険金の支払を請求するときは、保険契約者マイページから保険金請求必要情報等を入力し、次の資料のうち当会社が求める資料を提出しなければなりません。
 - (1) 保険の対象の損害状況を証明する資料
 - (2) 保険の対象に対する補修作業等の内容および費用が記載された資料
 - (3) 補修作業等の費用を被保険者が負担することを証明する資料（請求書または領収証）
- 3 被保険者が、正当な理由がないのに前項の規定に違反したとき*または提出資料につき知っている事実を表示せずもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

※ 資料の提出を故意に遅らせたり、または拒んだりして、当会社による事実の確認や事故の調査を妨げたような場合をいいます。

第23条（保険金の支払時期）

- 1 当会社は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が第22条（保険金の請求）の手続を完了した日（以下この条文において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に関する事実
 - (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 保険金額を算出するための確認に必要な事項として、費用の額および事故と損害との関係
 - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める無効、解除、失効および取消の事由に該当する事実の有無
 - (5) 前各号のほか、他の保険契約等の有無およびその内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防、その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会を含みます。） [180日]

(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 [90日]

(3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 [60日]

(4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 [180日]

3 事実の確認に際し保険契約者または被保険者が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

第24条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、第4条（保険金を支払う場合）に掲げる事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければなりません。

第25条（代位）

1 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社が、その損害に対して、第4条（保険金を支払う場合）の保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは次の額を限度とします。

(1) 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

(2) 前号以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 保険契約者および被保険者は、当社が取得する第1項の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第7章 保険契約の更新に関する事項

第26条（保険契約の更新）

- 1 当会社は、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に対して保険期間満了のお知らせとともに更新保険契約の内容を通知します。
- 2 更新案内を受理した保険契約者が、保険期間満了日までに保険契約を更新しない旨の通知をしない限り、保険契約は保険期間満了日の翌日（契約日の1年後の応当日。以下「更新日」といいます。）に更新され継続するものとします。
- 3 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約と同一とします。
- 4 更新された場合には、当会社は保険契約者に対して更新完了通知を行い、更新後の保険契約の内容を保険契約者マイページに表示します。
- 5 更新後の保険契約には、更新日において有効な普通保険約款および保険料を適用します。

第27条（更新時の保険料の増額または保険金額の減額）

- 1 保険契約の計算の基礎の変更が必要となったときは、当会社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 2 保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うときは、当会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその内容を通知します。

第28条（保険契約の更新を引受けない場合）

- 1 この保険が不採算となったときは、当会社の定めるところにより、保険契約の更新を引き受けないことがあります。
- 2 保険契約の更新を引き受けないときは、当会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に通知します。

第8章 その他の事項

第29条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額）

- 1 保険期間中に、保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当会社の定めるところにより、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 2 保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うときは、当会社は、保険契約者にその内容を通知します。なお、当会社による通知以前に発生した事故に対しては、保険金

額の減額は適用されません。

第 30 条（保険金の削減払）

- 1 保険金の支払事由に該当する場合でも、集積損害※の発生等により当会社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めるときは、当会社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

※ 「集積損害」とは、一つ一つの契約では保険金額が高額でない保険契約でも、多数の契約が時間的あるいは場所的に集中する結果、1 回の水災や地震の事故による当会社の支払額が巨大な額となる場合をいいます。

- 2 保険金の削減払を行うときは、当会社は、保険契約者にその内容を通知します。

第 31 条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第 32 条（時効）

保険金の支払を請求する権利は、第 22 条（保険金の請求）第 1 項に定める時から、保険料の返還を請求する権利は、返還を請求できる時から、3 年間請求がない場合には時効により消滅します。

第 33 条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当会社の本社の所在地または被保険者の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

第 34 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によることにします。

別表1（水災被害時に対象となる作業と費用） 第4条関係

No.	対象被害	対象作業	支払限度額（税込）		支払限度額の単位	対象作業および支払限度額に関する補足
			1口加入	2口加入		
1	床上のみ	家財・ごみ搬出	40,000円	80,000円	1階層につき	
2	床上のみ	床・壁洗浄	100,000円	200,000円	一式	屋内の高圧洗浄のみを対象とする。
3	床上のみ	床・壁消毒（屋内）	2,000円	2,000円	1㎡につき	延床面積×2,000円を限度
4	床上・床下 共通	排水管洗浄	30,000円	60,000円	一式	
5	床上のみ	外壁洗浄	100,000円	200,000円	一式	
6	床上・床下 共通	設備動作点検、漏電チェック	30,000円	60,000円	一式	
7	床上・床下 共通	土壌消毒	4,000円	4,000円	1㎡につき	建物床下および建物周囲+1mの範囲までを対象
8	床上・床下 共通	養生運搬一式	35,000円	70,000円	一式	一律給付対象
9	床上・床下 共通	浄化槽復旧	60,000円	120,000円	一式	ブローア―復旧：30,000円限度、槽内洗浄30,000円限度 ※2口の場合は各々60,000円限度
10	床上・床下 共通	エアコン修理	100,000円	100,000円	1台につき	補修、交換の区分無し
11	床上・床下 共通	給湯器修理	1,000,000円	1,000,000円	1台につき	・補修、交換の区分無し ・エコキュート70万円限度、

						エネファーム1 00万円限度 ガス給湯器2 5万円限度、電 気温水器30万 円限度 ※上記限度額 には処分費を含 む。
12	床上・床下 共通	蓄電池修理	1,000,000 円	1,000,000 円	1台につき	・補修、交換の 区分無し

別表2（地震被害時に対象となる作業と費用） 第4条関係

No.	対象作業		支払限度額（税込み）		支払限度額の単位	対象作業および支払限度額に関する補足
			1口加入	2口加入		
1	基礎	クラック補修	50,000円	50,000円	1～10か所まで一律の値段	・基礎部分塗料塗布等（タッチアップ補修を基本とする） 11か所以降、追加10か所までごとに、支払限度額×倍数額
2	仮設	足場設置	200,000円	200,000円		
3	外壁	欠け補修	43,000円	43,000円	1～10か所まで一律の値段	・サンモル（ALC用補修材）による補修工事を対象 11か所以降、追加10か所までごとに、支払限度額×倍数額
4		塗装補修	43,000円	43,000円	1～10か所まで一律の値段	・タッチアップ材による塗装を対象 11か所以降、追加10か所までごとに、支払限度額×倍数額
5	軒天	ずれ・落下補修	700,000円	700,000円		
6	樋	樋交換	110,000円	220,000円		固定費¥43,000（箇所数を問わず）+比例費¥8,000（1か所につき）を限度
7	屋根	ずれ・落下補修	200,000円	200,000円		安全対策費80,000円+材工120,000円を限度
8	建具	建具枠・本体補修	100,000円	100,000円	1か所あたりの限度額	
9	クロス	補修・張替	50,000円	50,000円	1面あたりの限度額	・ただし、2面までの補修のみの場合は、

						対象外とし、3面以上の場合のみ対象 ・1面の最大長は、5Mとし、以降は5mごとに×倍数面数 ・階段・吹抜けは階高を1面として扱う
10	設備	転倒修復・点検	30,000円	60,000円	一式	
11		排水管洗浄	30,000円	60,000円	一式	液状化地域における排水管洗浄を対象とする
12	外部仕上げ	補修工事を基本 目地クラックは補修 割れタイルは交換	500,000円	500,000円		・外構は対象外 ・建物に付随するポーチ、外廊下の補修は対象（犬走りは除く）
13	開口部	修理	1,000,000円	2,000,000円		地震による開口部、開口部枠、シャッター、雨戸、ガラス損傷の修理を対象
14	養生運搬費		35,000円	70,000円		一律給付対象

款 SA-2212-00